

理由

最近における飼料の製造及び流通をめぐる状況等の変化にかんがみ、飼料の適正な品質管理の推進及び安全性の確保を図るため、特定飼料等の製造業者の品質管理の方法等に係る登録制度を実施するとともに、有害な物質を含む飼料の製造等を禁止することとし、あわせて飼料の検定機関への行政の関与の適正化を図るため、飼料の検定機関の指定制度を見直す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。